

議 案 第 84 号

松戸市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

松戸市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和2年2月25日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準に係る省令の改正に伴い、放課後児童支援員の資格に係る規定を整備するため。

松戸市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

松戸市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年松戸市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項中「都道府県知事」の次に「又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の長」を加える。

附則第2項中「平成32年3月31日」を「令和3年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。